

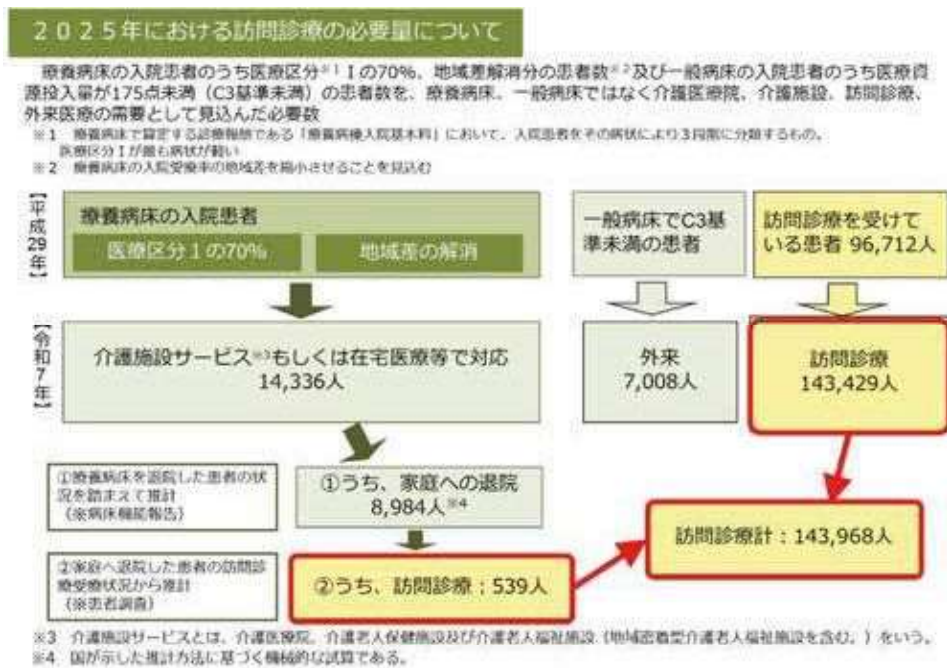
8 在宅療養

見直しの視点

- 視点1 医療法に基づく見直し
- 視点2 現行計画策定後の変化による見直し（デジタル化の推進、アドバンス・ケア・プランニング¹²、新型コロナウイルス感染症等）
- 視点3 他計画との整合（東京都高齢者保健福祉計画の改定）

在宅医療等の新たなサービス必要量の見直しについて

- 病床の機能分化及び連携の推進に伴い生じる、在宅医療等の新たなサービス必要量（下図参照）における訪問診療の必要量の推計では、539人/日の需要が見込まれます。
- この結果、令和7年の東京都全体の訪問診療の必要量は、143,968人/日と推計されます。



¹² アドバンス・ケア・プランニング：自らが望む医療・ケアについて本人と家族、医療・介護関係者等であらかじめ十分に話し合い、共有する取組のこと

見直しの背景

(デジタル技術を活用した情報共有の推進)

- 入院患者が円滑に在宅療養に移行するとともに、安心して在宅療養を継続できるようにするためには、在宅療養患者の入退院時における地域と病院及び病院間における情報共有について、更なる充実が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の影響から対面でのカンファレンス等が困難な状況下において、これまで以上にデジタル技術を活用した情報共有の推進を図っていく必要があります。

(アドバンス・ケア・プランニングに関する理解促進)

- 住み慣れた暮らしの場において最期まで自分らしく暮らし続けるため、都民が自らの希望する医療・ケアを受けることができるよう、アドバンス・ケア・プランニングに関する都民への普及啓発と医療・介護関係の対応力向上に向けた支援が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の流行下において、重症化した場合等に備え、アドバンス・ケア・プランニングにより話し合っておくことの重要性が高まっています。

課題と取組の方向性**<課題2> 地域における在宅療養の推進**

(新規)

- 在宅療養患者の療養生活を支えるため、医療・介護関係者のデジタル技術を活用した情報共有の更なる充実に取り組むとともに、在宅療養患者の入退院等における地域の医療・介護関係者と病院間の情報共有を促進していく必要があります。

(取組2) 在宅療養患者を支える地域の取組を促進

[基本目標 II、III、IV]

(新規)

- 地域の医療・介護関係者のデジタル技術を用いた情報共有の充実を図るため、「東京都多職種連携ポータルサイト」(※)の活用により、在宅療養患者の急変時の入院等における地域の医療介護関係者と病院の連携や、病院間の広域的な連携を促進していきます。

(新規)

- 在宅療養における安全管理や感染症等への対応について、関係団体等とともに取り組んでいくとともに、地域における医療・介護関係者間の連携体制の強化を図っていきます。

(※)「東京都多職種連携ポータルサイト」

患者によって利用されている情報共有システムが異なっている場合でも、円滑に各システムの患者情報へアクセスできる「①多職種連携タイムライン」や、病院間で転院予定患者の受入れマッチングを行う「②転院支援システム」等の機能を持った、医療・介護関係者向けのポータルサイト。

＜課題5＞都民の在宅療養に関する理解の促進

(新規)

- 都民が自らの希望する医療・ケアを受けることができるよう、アドバンス・ケア・プランニングに関する都民への普及啓発を図るとともに、医療・介護関係者の理解促進に取り組んでいく必要があります。

(取組5) 在宅療養に関する都民への普及啓発

[基本目標Ⅲ]

(新規)

- 都が作成した普及啓発用小冊子等を活用して、区市町村や関係団体と連携しながらアドバンス・ケア・プランニングについて都民に広く周知を図るとともに、地域の医療・介護関係者及び病院スタッフのアドバンス・ケア・プランニングに関する理解促進と対応力の向上を図るための研修等を実施します。